

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和元年8月11日 11時50分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市夷隅川河口付近 太東埼灯台から真方位194° 1,500m付近 (概位 北緯35° 17.7′ 東経140° 24.5′)
事故の概要	水上オートバイTAKAHIROは、遊走中、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ TAKAHIRO、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	232-36871東京、株式会社貴大
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	左舷中央部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、河口付近を約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、波高約2～3mの波を乗り越える際、飛び上がって着水し、同乗者が落水した。 同乗者は、本船が飛び上がったときに身体が浮いて落下し、着水したときに左膝を船体に打ち付けて左膝裂創を負った。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、河口付近を遊走中、船長が波高約2～3mの波を乗り越える際、約30km/hの速力で航行していたことから、飛び上がったときに同乗者の身体が浮いて落下し、着水したときに同乗者が左膝を船体に打ち付けて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、河口付近を遊走中、船長が波高約2～3mの波を乗り越える際、約30km/hの速力で航行していたため、飛び上がったときに同乗者の身体が浮いて落下し、着水したときに同乗者が左膝を船体に打ち付けたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、波を乗り越える際、十分に減速し、飛び上がらないようにすること。 ・河口付近では、波が立ちやすいので、波の状態を見極めて接近すること。

